2026 年 3 月 9 日

『MJS かんたん！給与』をご利用のお客様へ
子ども・子育て支援金制度についてのご案内

日頃より『MJS かんたん！給与』をご利用いただき誠にありがとうございます。
子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援金制度が創設されました。
つきましては、子ども・子育て支援金制度の概要についてご案内申し上げます。

1. 子ども・子育て支援金制度の概要

子ども・子育て支援金が 2026 年（令和 8 年）4 月から健康保険料・介護保険料と合わせて徴収開始されます。

＜支援金額の計算方法＞

基本的には健康保険料の算出方法と同様です。支援金は、社員と事業主と折半して負担します。

◆給与：健康保険料の標準報酬月額 × 支援金率
◆賞与：標準賞与額 × 支援金率

※協会けんぽの令和 8 年度支援金率は現時点で「**0.23%**」の予定です。（このうち、社員負担分として使用する率は「0.115%」となります。）
※徴収対象者は、健康保険の加入者と同一です。健康保険を喪失した場合、子ども・子育て支援金も徴収がなくなります。

＜徴収開始について＞

令和 8 年 4 月分から徴収が開始されますが、会社によって以下のように開始月が異なります。

給与／賞与	徴収開始月
給与（翌月徴収）	5 月支給日の給与
給与（当月徴収）	4 月支給日の給与
賞与	4 月支給日の賞与

- 詳細はこども家庭庁ホームページの「子ども・子育て支援金制度について」等をご参照ください。
（https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido）

2. システムの対応について

子ども・子育て支援金に関する項目・支援金率の追加および支援金の計算等の対応を行います。
リリース時期は 2026 年 3 月下旬を予定しています。詳細な対応内容については、3 月リリース時にご案内いたします。

以上